3　［略］

一　入港した開港における船卸しをしない外国貨物又は法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）の規定による輸出（積戻しを含む。）の許可を受けて本邦の港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五条第一項（入港手続）の規定により積荷に関する事項を報告する場合　これらの貨物に係る令第十二条第三項第一号に定める事項

［二～四　略］

五　令第十六条の三第一項各号（外国貿易船等の入出港の簡易手続）に規定する場合に該当するとき（同項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者又は同項第二号に規定する給与品を下船又は積卸し後出港することなく三十分（入出港に係る手続に要する時間及び災害その他やむを得ない事故により出港できない場合にあつてはそれにより出港できない事情がなくなるまでの時間を除く。第二条の十二及び第二条の十三において同じ。）を経過することとなる場合を除く。）　令第十二条第三項各号に定める事項

［4～7　略］

（電子情報処理組織の使用の特例）

第二条の三　法第十五条第九項ただし書（入港手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して法第十五条第七項又は第八項の規定による報告を行うことが著しく困難な場合において税関長が認めたときとする。

2　［略］

3　［同上］

一　入港した開港における船卸しをしない外国貨物又は法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による輸出（積戻しを含む。）の許可を受けて本邦の港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五条第一項（入港手続）の規定により積荷に関する事項を報告する場合　これらの貨物に係る令第十二条第三項第一号に定める事項

［二～四　同上］

五　令第十六条の二第一項各号（外国貿易船等の入出港の簡易手続）に規定する場合に該当するとき（同項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者又は同項第二号に規定する給与品を下船又は積卸し後出港することなく三十分（入出港に係る手続に要する時間及び災害その他やむを得ない事故により出港できない場合にあつてはそれにより出港できない事情がなくなるまでの時間を除く。第二条の九及び第二条の十において同じ。）を経過することとなる場合を除く。）　令第十二条第三項各号に定める事項

［4～7　同上］

（電子情報処理組織の使用の特例）

第二条の三　法第十五条第九項ただし書（入港手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により電子情報処理組織を使用して同条第七項又は第八項の規定による報告を行うことが著しく困難な場合において税関長が認めたときとする。

2　［同上］

（税関空港に入港する外国貿易機に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の四　［略］

2　令第十三条第二項ただし書（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同条第二項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

［号を削る。］

（税関空港に入港する外国貿易機に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の四　［同上］

2　令第十三条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合及び同項ただし書に規定する財務省令で定める時は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める場合及び時とする。

一　積荷に関する事項　令第十三条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次のイ及びロに掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める時とする。

イ　直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百四十二条第二項第一号ヘ(六)（航空日誌）に規定する航行時間をいう。以下この項、第二条の六第三項及び第二条の十三第三項において同じ。）が三時間以上五時間未満の場合　その税関空港に入港する一時間前

ロ　直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が三時間未満の場合　その税関空港に入港する時

二　旅客及び乗組員に関する事項　令第十三条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次のイ及びロに掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める時とする。

イ　本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が一時間以上二時間未満の場合　その税関空港に入港する三十分前